

所沢市議会基本条例の一部改正について（素案）への意見提案手続 ご意見と市議会の考え方

平成28年5月に実施した「所沢市議会基本条例の一部改正について（素案）」の意見提案手続（パブリックコメント手続）に対して、皆様からお寄せいただいたご意見と、ご意見に対する所沢市議会の考え方を公表します。

ご意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

1 意見提案手続の概要

- (1) 意見募集期間 平成28年5月9日（月）～5月20日（金）
- (2) 提出方法 直接持参、郵送、FAX、電子メール、電子申請

2 意見提案手続の結果

- (1) 応募人数 3人
- (2) ご意見の件数 10件
- (3) 提出方法 電子メール2件、電子申請1件

3. 寄せられたご意見

No.	項目	ご意見の内容	市議会の考え方
1	第6条	追加を評価します。	貴重なご意見として承りました。
2	第13条	評価します。討論会を開き政策提言に繋げてもらいたい。	貴重なご意見として承りました。
3	第14条	方向性の確認にとどめずに、委員会活動をより充実させるべきです。	貴重なご意見として承りました。
4	第21条	広聴活動の充実は極めて重要です。6条3項と対比すると「会議体」としたのは消極的です。広聴広報委員会を条例にきちんと位置付けるべきです。	具体的な名称を規定することについては全会一致とはならず、「会議体」と規定したものです。現状、平成23年5月から設置されている広聴広報委員会を指すものです。 貴重なご意見として承りました。
5	第21条 第2項	「広聴広報に関する会議体」とあるがもっとはっきりした形態で示されないか。例えば 広聴広報委員会のように実態をしっかりと決めるほうがよい。	No.4に同じ

6	第6条、第10条、第13条、第14条、第18条、第21条及び新規規定(4件)	1) 基本的に賛成です。 2) 所沢市議会基本条例は、もともとくかなり進んだ内容を持っていますので、それをベースとした改善提案はいずれも(若干の表現上の問題は別にして)それぞれ異議ありません。	貴重なご意見として承りました。
7	その他	通年議会と議会モニター制度に関する議論を記録として残し開示してもらいたい。	委員会の議事は会議録として記録しています。本会議において委員長報告がされた後、市議会ホームページに掲載します。
8	その他	全体としては市民に対しより開かれ、対話を促進することで活性化させていく狙いが出ていてよいと思う。さらに以下のような事項について条例化していただきたい。 ・予算案件に対する、対予算案の提出権の強化 ・会議の期日、土日に増やせないか(平日働いている人たちにも配慮)通年議会 ・各委員会のネットで公開、ライブ	貴重なご意見として承りました。 今後の議会活動の参考とさせていただきます。
9	その他	(1) 通年議会 1) 議会の招集は市長の仕事だということは地方自治法に規定されていますが、議会活動の即時対応性の観点から常に議会を開催できる体制が必要です。 2) 現状では、緊急の場合の市長専決事項がふえま。後日、議会承認を求められるとしても、実行後では承認せざるを得ません。緊急時に議会对応ができなくなる<可能性>が生じます。 3) これは「二元代表制」の観点からは不適切です。地方自治法の規定に沿って「会期を1年」とすれば、上記のような不適切さを回避できます。 4) 具体的な条文案(新規規定)： ① 議会は、定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする。 ② 議会会期を通年とすることに伴う必要事項は別途定める。	委員会における協議の中でも、いただきましたご意見に係る議論がありましたが、今回基本条例の条文として規定するまでには至りませんでした。今後も協議を続ける事項であるとの認識は委員間で確認したものです。 貴重なご意見として承りました。
10	その他	(2) 請願・陳情者の意見陳述 1) 市民が抱える個別具体的な懸案事項について議会で意見を述べることを希望した場合、それは保障すべきです。 2) 慣例上の運営実態として実施するケースもありますが、市民の権利として条例に明文化することで市民に周知することが重要です。 3) 具体的条文案(規定場所:第3条「議会の活動原則」②) 「請願及び陳情は市民による政策提言と位置付け、その審議並びに調査に当っては、提出者が希望した場合には、参考人として意見を直接求めること。」	今回の審査の中では、特に議論はありませんでした。現在の常任委員会等の審査においては、第6条の規定に基づき、案件によっては請願人等を参考人招致し、審査を行っています。 貴重なご意見として承りました。

【問い合わせ先】 所沢市議会事務局
TEL:04-2998-9256 / FAX:04-2998-9222
E-mail:a9256@city.tokorozawa.lg.jp